

あなたの家には住宅用火災警報器は設置されていますか？

消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、すべての一般住宅にも『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。

○新築住宅…平成18年6月1日から設置が義務付けられました。

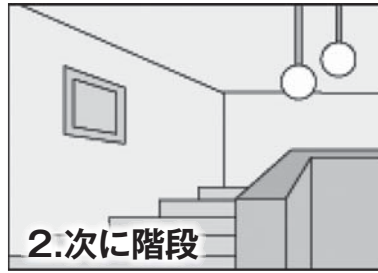
○既存住宅…5月31日までに設置が必要です。

設置場所 原則として煙式の機器を設置します。



1.まずは寝室

※寝室の数に応じて設置が必要
就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋のごとく、来客が就寝するような部屋は除きます。)



2.次に階段

※階段に必要な場合
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます。)



3.さらにキッチン

※自主的に設置する場合
仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくことでより安心です。

種類 住宅用火災警報器等には大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。さらに、どちらも家庭用電源(100V)式と乾電池式の2つの方式があります。



<天井取付式>

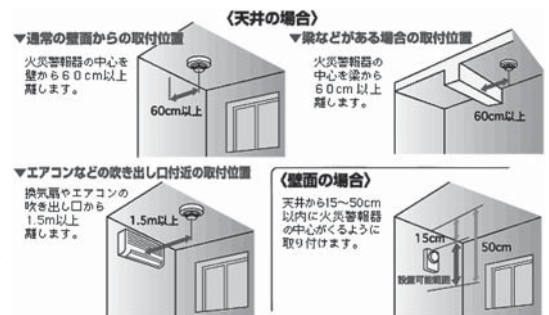


<壁取付式>

設置上の注意点



※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。



注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換してください。(自動試験機能が付加されている機器を除きます。)
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置は必要ありません。

問い合わせ 仁淀消防組合消防署 電話 893-3221

平成23年1月分

水の質検査結果

南上水系
公園町水系

	単位	基準値	伊野南	伊野
一般細菌	/mL	100以下	1	1
大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず
塩化物イオン	mg/L	200以下	3.7	2.6
有機物	mg/L	3以下	0.3未満	0.3未満
PH値	—	5.8以上8.6以下	6.7	7.1
味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし
臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし
色度	度	5以下	1未満	1未満
濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満

音竹水系

	単位	基準値	音竹地区	天神地区	枝川地区	枝川管末
一般細菌	/mL	100以下	0	1	0	—
大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	—
塩化物イオン	mg/L	200以下	2.9	2.7	4.0	—
有機物	mg/L	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満	—
PH値	—	5.8以上8.6以下	6.8	6.9	6.9	—
味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—
臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—
色度	度	5以下	1未満	1未満	1未満	2
濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.5
鉛、化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—
鉄、化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
マンガン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.016



※いの町ホームページにも掲載しています。